

事 案 の 公 示

道路運送法施行規則第55条の規定による事案の公示は次のとおりである。

事業種別：一般乗用旅客自動車運送事業

事案の件名：一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定(変更)認可申請

公示番号：近運自二公示第1号

【意見の聴取申請に関する事項】

事案番号	申請者氏名又は名称	事 案 の 概 要	適 用 営 業 区 域	備 考
1	滋賀エムケイ 株式会社	遠距離割引 5,000円を超える金額について 3割引	大津市域交通圏 湖南交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
2	エムケイ 株式会社	遠距離割引 5,000円を超える金額について 3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
3	迫田 祥一	遠距離割引 5,000円を超える金額について 3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
4	野見山 建一	遠距離割引 5,000円を超える金額について 3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
5	木村 昌義	遠距離割引 5,000円を超える金額について 3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
6	田中 也寸志	遠距離割引 5,000円を超える金額について 3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
7	村中 政彦	遠距離割引 5,000円を超える金額について 3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
8	山田 政信	遠距離割引 5,000円を超える金額について 3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請

9	高柳 剛	遠距離割引 5,000円を超える金額について	3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
10	濱端 計行	遠距離割引 5,000円を超える金額について	3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
11	澤野 太一	遠距離割引 5,000円を超える金額について	3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請
12	阿部 賢太郎	遠距離割引 5,000円を超える金額について	3割引	京都市域交通圏	割引に係る認可期限の 延長申請

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行うので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に当局自動車交通部旅客第二課まで、同施行規則第57条の規定による意見聴取申請書を提出されたい。

令和8年4月1日

近畿運輸局長（公印省略）